

役員等の報酬規程(役員等の報酬等の支給基準)

役員等の報酬規程(役員等の報酬等の支給基準)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひまわり福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（法人を主たる勤務場所とする者）報酬、勤勉手当及び退職手当
- (2) 非常勤役員等（常勤役員等以外の者）報酬

2 常勤役員等に対する退職手当は、退職手当金規程の規定に準じる。

(常勤役員等の報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 勤勉手当 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職手当 退職手当金規程第4条第2号の規定に準じる額
- (4) 通勤手当 給与規程第14条の規定に準じる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等が法人の理事会、評議員会又はその他の会議に出席するときのほか、法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときは、報酬を支給する。

2 前項の報酬等の額は、別表第3の各号に定める額とする。

(法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 当月分翌月15日（その日が休日に当たるときは、職員給与規程第20条第3項に準じた日）
- (2) 勤勉手当 毎年7月及び12月

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、法人業務に従事した都度、当月分を翌月15日に支給する。(その日が休日に当たるときは、職員給与規程第20条第3項に準じた日)
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- この規程は、平成29年 6月21日から施行し、平成29年 4月 1日から適用する。
この規程は、令和 元年 6月24日から施行し、適用する。
この規定は、令和 3年 6月25日から施行し、令和 3年 7月 1日から適用する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

| 役職名 | 報酬の額 |
|--------|---|
| 理事長 | 月額 336,375円 |
| (積算根拠) | 基本給 241,100円(給与規程別表1「俸給表(一)」3級1号) +管理職手当 60,275円(基本給の25%)+役職手当 35,000円 |
| 総園長 | 月額 324,320円 |
| (積算根拠) | 基本給 241,100円(給与規程別表1「俸給表(一)」3級1号) +管理職手当 48,220円(基本給の20%)+役職手当 35,000円 |
| 事務長 | 月額 309,920円 |
| (積算根拠) | 基本給 229,100円(給与規程別表1「俸給表(二)」3級1号) +管理職手当 45,820円(基本給の20%)+役職手当 35,000円 |

附則 理事長が事務長を兼務する場合には事務長としての報酬は支給しない。

別表第2（常勤役員等の勤勉手当）

| 年 額 | (給与規程別表3に準じる)報酬月額×理事会で決定された割合 |
|-----|-------------------------------|
|-----|-------------------------------|

別表第3（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

| 区 分 | 日 額 |
|-------------------------------|---------|
| 評議員会への出席 | 13,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 13,000円 |
| 評議員の中で特に、弁護士、公認会計士等の資格を有する評議員 | 23,000円 |

(2) 理事長及び理事

| 区 分 | 日 額 |
|------------------------|---------|
| 理事長の法人業務のための出勤 | 15,000円 |
| 理事の理事会への出席 | 13,000円 |
| 上記の他、理事の法人及び施設業務のための出勤 | 13,000円 |

(3) 監事

| 区 分 | 日 額 |
|-------------------------|---------|
| 監事監査等への出席 | 13,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 13,000円 |
| 監事の中で特に、公認会計士等の資格を有する監事 | 23,000円 |